



平成 26 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 日本特殊陶業株式会社
代表者名 取締役社長 尾堂 真一
(コード番号 5334 東証・名証 1 部)
問合せ先 総務部部長 加藤 正史
(TEL 052-872-5915)

単元株式の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、下記の通り単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

個人投資家にとってより投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の更なる向上及び、投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所が発表しております、売買単位を 100 株へ統一することを最終目標とした「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 26 年 8 月 1 日 (金曜日)

(ご参考)

上記変更に伴い、平成 26 年 8 月 1 日 (金曜日) をもって、東京証券取引所及び名古屋証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

(2) 定款変更の内容

現行定款と変更案は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株式 (単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は <u>1,000 株</u> と する。 (新設)	第 2 章 株式 (単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は <u>100 株</u> とする。 <u>附 則</u> <u>第 7 条 (単元株式数) の変更は平成 26 年 8</u> <u>月 1 日をもって効力を生ずるものとし、同日</u> <u>をもって本附則を削除する。</u>

(3) 効力発生日

平成 26 年 8 月 1 日 (金曜日)